

週休 2 日確保工事の試行に関する Q&A

Q 現場閉所日の実績報告及び確認はどのように行えばよいか。

A 様式 1 の月間現場閉所(計画・報告)書に対する月間現場閉所(計画・報告)書を毎月提出してください。

また、現場閉所の確認に必要な資料の内容は、施工計画書に記載し、監督員から請求があった場合は、速やかに提出又は提示してください。

Q 月間現場閉所計画書は、初回提出時にまとめて工事期間の全体月分を提出してもよいか。

A まとめて提出していただいても結構です。ただし、月間現場閉所報告書は 1 月ごとに提出し報告してください。

Q 現場閉所率はどのように算出するのか。

A 現場閉所率 = $\frac{\text{現場閉所日数}}{\text{対象期間日数}} \times 100$
少数 1 位(少数 2 位を四捨五入)

Q 対象として取り扱うことが適当でない期間とは。

A 以下の期間を想定しています。

- ・ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
(例)現場の被災による 1 週間を超える応急復旧作業期間など
- ・ 準備期間及び後片付け 期間中の正当な理由のない現場閉所期間
(例)理由なく現場施工に着手しない期間や現場施工完了後、意図的に後片付けに着手しない期間など
- ・ 監督員の指示に係る検討に想定外に要した期間
- ・ 他工事等との工程調整による不稼働期間

Q 原則として対象期間中の土曜日、日曜日は現場閉所としなければならないとあるが、祝日はどのように取り扱えばよいか。

A 祝日(土日を除く)は平日として取り扱ってください。

Q 現場閉所日として扱う現場管理上必要な作業とは。

A 巡回パトロール、保守点検、現場見学会、地元協議対応、災害対応や準備等で概ね半日程度の作業です。また、コンクリート打設に伴う養生作業のみを行う場合や、警察協議などにより交通誘導警備員のみを配置している日も現場閉所日として取り扱います。

Q 現場代理人及び主任(監理)技術者や作業員が、当該工事以外の工事現場で作業を実施した場合の取扱いはどうなるか。

A 週休 2 日の達成については、当該工事現場での現場閉所率で判断します。

ただし、規定はしていませんが、本試行の趣旨をご理解いただき、作業員が週休 2 日を確保できるように努めてください。

Q 現場事務所以外で当該現場に関する内業を実施した場合、現場作業に該当するか。

A 現場事務所以外で行う内業は現場作業に該当しません。

Q 共通仕様書で定められている半日以上の間を割いて行う安全訓練等のみを実施した日は、現場作業として取り扱うか。

A 現場作業として取り扱います。

Q 現場閉所率は、毎月算定し、毎月 4 週 8 休以上でなければならないか。

A 工事期間中の対象期間全体で算定し、達成の有無を判断してください。

Q 土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は現場閉所日の振替ができるとあるが、同一週でなければならないなどの期限はあるか。

A 対象期間内であれば特に期限は定めません。

Q 天候や緊急対応等により現場閉所日の振替をする場合、事前に発注者に通知は必要か。

A 事前の通知は必要ありません。月間現場閉所(計画・報告)書提出時に報告してください。

Q 現場閉所の確認に必要な資料とはどのようなものか。

A 工事日報や KY 活動日誌など、既存の資料で結構です。なお、施工計画書に確認方法を記載してください。

Q 現場閉所の確認に必要な資料が整備されていない場合は、どのように取り扱うか。

A 現場閉所日としては取り扱いません。

Q 夜間工事における作業日の考え方は。

A 着手した日を作業日として取り扱ってください。

(例)金曜日の 22:00 から土曜日の 5:00 までの作業の場合は、金曜日が作業日となります。

Q 午後から悪天候のため現場閉所とし、午前中のみ作業を実施した場合は 0.5 日閉所として取り扱うか。

A 原則として 1 日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5 日閉所として取り扱いません。この場合、作業日として取り扱います。

Q 施工条件として、土日に作業をしないといけない場合の現場で、平日 2 日を現場閉所として週休 2 日を目指しても良いか。

A 問題ありません。

Q 週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなった場合、これを理由に工期延期は認められるか。

A 当初の工期は、土曜日・日曜日及び祝日のほか、雨天日等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり工期変更協議を行ってください。週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは工期延期は認められません。